【申請から支払までの確認事項】※呉市空き家家財道具等処分支援事業

以下の項目を確認し、すべての項目の確認欄にチェックをしてください。

区分	番号	確　認　項　目	確認
①交付申請時	1	申請書類等は１２月１５日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに提出することを確認しました。	□
	2	家財道具等を処分する前に申請書を提出します。申請前に家財道具等を処分した場合は補助金が交付されないことを確認しました。	□
	3	所有者とは、家財道具等を処分する空き家の登記名義人かつ家財道具等の所有権を有する者を指すことを確認しました。	□
	4	家財道具等を処分する空き家の登記名義人でない親族等が申請者となる場合は、所有者との関係を明らかにする戸籍全部事項証明書等を必要書類として確認しました。	□
	5	親族等が申請者となる場合は、実績報告提出時までに相続登記等の手続きを完了することを確認しました。	□
	6	所有者の成年後見人等が手続きを行う場合は、成年後見人登記証明書等を必要書類として確認しました。	□
	7	家財道具等を処分する空き家とは、呉市内に存する一戸建て空き家で、居住の用に供されていたものであることを確認しました。	□
	8	誓約書兼同意書(様式第２号)を必要書類として確認しました。	□
	9	補助対象物件の全部事項証明書，又は未登記である場合は名寄せ帳の写し（いずれも交付申請日前３ヶ月以内のもの）を必要書類として確認しました。	□
	10	家財道具等処分にかかる経費の見積額及びその内訳がわかるもの（自ら家財道具等処分を行わない場合は，業者が作成した見積書）を必要書類として確認しました。	□
	11	家財道具等処分を事業者に依頼する場合，一般廃棄物処理業の許可を得ている事業者である必要があることを確認しました。	□
	12	家財道具等処分前の室内の写真（１室あたり１枚程度）を必要書類として確認しました。	□
	13	併用住宅の場合，居住面積が明らかになる平面図及び面積計算書を必要書類として確認しました。	□
	14	本人確認書類（免許証・マイナンバー等の写し）を必要書類として確認しました。	□
	15	交付申請の計画を変更・中止した場合，呉市に連絡しその指示に従うことを確認しました。	□
	16	上記の１から１５項目の審査の結果，補助金の交付を受けられない場合があることを承知の上，自己責任において家財道具等の処分を進めることに同意します。	□
②実績報告時	17	事業完了から４０日以内又は申請年度の２月末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第５号）を提出することを確認しました。	□
	18	宅地建物取引業者と締結した賃貸借又は売買の媒介契約書の写し（呉市空き家バンクに登録した場合は除く）を提出することを確認しました。	□
	19	宅地建物取引業者との媒介契約，又は呉市空き家バンクの登録は，３年以上継続することを確認しました。	□
	20	家財道具等処分に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写しを必要書類として確認しました。	□
	21	家財道具等処分後の室内写真（１室あたり１枚程度）を必要書類として確認しました。	□
	22	交付申請時に相続登記手続き中であった場合は，相続登記完了後の登記全部事項証明書等を必要書類として確認しました。	□
	23	上記の１７から２２項目の審査の結果，補助金の交付を受けられない場合があることを確認しました。	□
③交付請求	24	交付請求する場合，交付請求書(様式第７号)及び振込口座の通帳等の写しを必要書類として確認しました。	□
	25	上記２４を３月１５日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに提出しない場合，補助金の交付を受けられない場合があることを確認しました。	□
④他	26	宅地建物取引業者との媒介契約，又は呉市空き家バンクの登録は，３年以上継続しない場合，補助金を返還しなければならない場合があることを確認しました。	□

私は，呉市空き家家財道具等処分支援事業補助金に係る交付申請等の手続きに当たり，以上の内容について承諾し手続きを行います。

令和　　年　　月　　日

申請者　　住所

氏名